

WELLNESS OKINAWA JAPAN 認証申請書類に記入する商品区分について

WELLNESS OKINAWA JAPAN の認証審査は、多様な商品に審査を対応させるため、商品のアピール内容及び製品形態に応じて商品を区分けし、その区分に応じて評価基準が定められています。したがって、申請時に提出を求められる資料も区分によって異なりますので、認証申請の際は、下記の「訴求区分」と「加工区分」を確認の上、申請書類をご準備ください。

1. 訴求区分

審査対象となる商品は、機能的価値の評価において、商品のアピール内容によって次のいずれかに区分されます。

- ① 機能的訴求型商品：具体的な機能的価値をアピールする商品
例) 「〇〇〇は食後の血糖値の上昇を緩やかにする機能的価値があることが報告されています。」(特定保健用食品、機能的表示食品、栄養機能食品のいずれかであること)
- ② 素材成分訴求型商品：素材や成分の含有量をアピールする商品
例) 「5粒でクルクミン〇〇mg」「クエン酸〇〇〇mg/100ml」「沖縄産〇〇〇100%」
- ③ 栄養特性訴求型商品：特定の栄養素が多いことや少ないことをアピールする商品
例) 「ビタミンCたっぷり」「低脂質高たんぱく」「糖質オフ」「緑黄色野菜 120g」
- ④ 製法追求型商品：独自に工夫した技術によって機能的価値が高まっていることをアピールする商品。
例) 「〇〇〇技術により吸収率アップ」「〇〇〇製法で□□を安定化」

2. 加工区分

審査対象となる商品は、機能的価値や安全安心の評価において、製品形態によって次のいずれかに区分されます。

- ① 素材加工型製品：健康素材そのものが加工されている製品
例) もろみ酢、ウコン粒(ウコン乾燥粉末を打錠したもの)、青汁粉末
- ② 成分付加型製品：機能的成分を本来含まない食品に機能的成分を添加した製品
例) γ -アミノ酪酸添加キャンデー、難消化デキストリン添加コーヒー飲料
- ③ 成分濃縮型製品：抽出された機能的成分を濃縮したサプリメント製品
例) DHA ソフトカプセル、セサミン濃縮カプセル、ルテイン濃縮錠剤